

令和7年

第12回

富里市農業委員會議事録

令和7年12月8日（月）

富里市役所分庁舎2階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第12回）

日 時 令和 7 年 12 月 8 日（月）

場 所 富里市役所分庁舎 2 階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

5 報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取下願について

6 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について

7 報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について

8 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

農業委員

出席（6名）

1番	欠員							
3番	秋元	和子		4番	森田	孝子		
5番	伊井	義則		6番	塩澤	英一		
7番	津田	博明		8番	相川	克義		

欠席（1名）

2番	田口	榮一	
----	----	----	--

◎開 会

議 長 これより令和7年第12回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中6名ですので、会議は成立しております。

(午後1時23分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

秋元 和子 さん、森田 孝子 さん、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は秋元です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、九十九荘から南に約300メートルに位置します。進入路は確保されています。第三者の権利はありません。現状は大根の収穫後の状態でした。取得後は空豆、大根、人参を作付けする予定です。権利者の経営面積は水稻を約3,500平方メートル、畑を約2,000平方メートルで、世帯員は3人で従農者1人です。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は徒歩で約5分です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

議 長 次に、区分地上権設定1及び2を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2と関連がありますので、一括議題とします。

採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び2並びに議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2を分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び2並びに議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2について、関連がありますので、報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について及び報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び2並びに議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2について、関連がありますので、報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について及び報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、御説明します。本案件は、令和7年10月9日開催の総会にて営農型太陽光発電設備の更新に伴う農地法第3条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可申請について総会に諮り、許可及び許可相当として千葉県に進達した案件ですが、書類に不備があつたため令和7年11月19日付けで申請者から取下願がありました。書類不備の内容につきましては、株式会社と個人の事業者を同一の事業者として事業計画や面積をまとめて許可申請をしたためです。今回の許可申請では、株式会社と個人を分けて改めて許可申請がありました。概要は議案書のとおりです。一時転用の目的は、営農型太陽光発電設備の更新です。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里南小学校から東に約1キロメートルに位置します。土地及び営農型太陽光発電設備の詳細については、参考資料の位置図、公図、土地利用計画図の5ページから9ページをご覧ください。営農型太陽光発電設備はすでに設置済みであり、追加の工事等はありません。撤去工事費用も確保されていました。（株）ラキノコが令和4年からミョウガを栽培しているが、下部農地の生産報告書では、直近3年

間の反収の8割以上の要件を満たしていないため、次回の耕作期間1年分の営農改善計画書を千葉県に確認いただき、内容も妥当と思われるため1年間の条件付きであれば許可できる可能性があるとのことでした。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

議 長 次に、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

議 長 次に、一時転用を伴う賃貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び2については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2について、千葉県知事による許可・不許可と調整をし、仮に不許可となつた場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び2を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整をし、交付することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長　日程第4　議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年11月21日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の6ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議長　ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号

議長　日程第5　報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について、先ほど事務局から説明がありましたので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第2号

議長　日程第6　報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、先ほど事務局から説明がありましたので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第3号

議長　日程第7　報告第3号 農地法第4条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局　報告第3号 農地法第4条の規定による届出について、御説明します。次第の9ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議長　ただいまの報告第3号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第4号

議長　日程第8　報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局　報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。次第の10ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議長　ただいまの報告第4号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉　会

議　　長　以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。
これをもって本総会を閉会します。

(午後1時37分)

議事録署名委員

会　　長

署名委員

署名委員